

(No.6)

1. 「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成6年7月8日建設省河政発第44号、建設省河川局長通達)
2. 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」(平成6年7月8日建設省河政発第45号、建設省河治発第57号、建設省河川局水政課長及び治水課長通達)
3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の五の1(6)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

(6) 第二十七条第一項(土地の掘削等の許可)の審査基準について

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。

① 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

② 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

4. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達)の記の一の1(4)

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間の関する運用について

(4) 第二十七条第一項(土地の掘削等の許可)関係

局長通達五1(6)①の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 掘削及び切土

① 掘削又は切土による断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。

② 掘削又は切土を行う箇所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。

③ 局所的な箇所において実施する場合は、当該箇所において流水の乱れを生じないように施行すること。

(2) 盛土

① 上下流を含む盛土の行われる箇所における流下能力の低下をもたらさないこと。

② 当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。

③ 盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起こすものではないこと。

(3) 竹土木の栽植

竹木の栽植を許可するに当たっては、「河岸等の植樹基準(案)」(昭和五十八年十二月一日建設省河川局長通達)及び河川局治水課作成に係る「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン(案)」(平成五年十一月十日)によるものとする。

(4) 竹木の伐採

竹木の伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成六年七月八日建設省河川局長通達）及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」（平成六年七月八日建設省河川局水政課長、治水課長通達）によるものとする。